

令和 7 年飯島町条例第14号

飯島町生物多様性保全条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 町民等との協働による生物多様性保全活動の推進（第 9 条―第12条）

第 3 章 生息地の保全（第13条―第19条）

第 4 章 種の指定と保全（第20条―第26条）

第 5 章 雑則（第27条）

附則

飯島町は中央アルプスと南アルプスの雄大な山々や、天竜川とその支流が作り出した田切地形、そしてその周囲に成り立つ森林や草地、湿地などによって、豊かな生物多様性が育まれてきた。全国的に絶滅のおそれが高まっているチョウの一種であるミヤマシジミも里地に広く生息しており、春から秋まで世代を繰り返しながら多様な草花に訪れて、生物多様性の豊かな草原環境の指標となっている。

私たちは、豊かな自然環境と生物多様性が育むあらゆる恵みを享受することで、縄文時代からこの地に居住し、生業を維持してきた。飯島町の豊かな自然は祖先から受け継いだ尊い財産であり、このかけがえのない生物多様性を大切に保全し、後世まで伝えなければならない。そのためには、ミヤマシジミをはじめとする希少な動植物の生息地が人為的に破壊されることを防ぐとともに、劣化した生息環境を回復させるための施策を講じ、豊かな自然環境と生物多様性がもたらす恩恵を末永く享受できるよう、最善の努力を払わなければならない。

私たちは、飯島町の恵まれた生物多様性を誇りとし、人と自然が共生する文化と町をつくりあげることと決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（用語の定義）

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物多様性の保全 生態系や生物種、遺伝子の多様性が失われることを防ぎ、現状以上の状態へ再生することをいう。
- (2) 飯島町希少野生動植物種 町内に生息又は生育する野生動植物の種のうち、第20条第1項で定める要件に該当し、その規定により指定したものをいう。
- (3) 飯島町指定外来種 町内に移入又は定着した外来種のうち、第24条第1項で定める要件に該当し、その規定により指定したものをいう。
- (4) 飯島町環境共生特定区域 飯島町希少野生動植物が生育又は生息しており、生物多様性の保全を図る必要があると認められる特定の土地のうち、第13条の規定により指

定したものをいう。

- (5) 生物多様性アダプト協定 町長が飯島町環境共生特定区域を指定する前に、飯島町環境共生特定区域として指定する土地を所有する者等及び区域の管理者と、第15条第1項の事項について定めた協定をいう。

(基本理念)

第2条 生物多様性の保全は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 飯島町に住み、及び飯島町に訪れる全ての者が、豊かな自然環境と生物多様性を保全するためにふさわしい行動をとること。
- (2) 豊かな自然環境と生物多様性は先人から引き継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぐこと。
- (3) 地区ごとに異なる自然環境を有しているため、地域ごとの特性を生かして保全に取り組むこと。

(町の責務)

第3条 町長は前条の基本理念に則り、国や県と連携を図りながら、次の各号に掲げる事項について必要な施策を総合的に講ずるものとする。

- (1) 自然環境と生物多様性の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
- (2) 土地の利用計画の策定及び実施に当たって、生物多様性の保全のために必要な調整の措置を講ずるとともに代替地を積極的に造成すること。
- (3) 自然環境と生物多様性の保全に関し必要な調査及び研究を推進すること。
- (4) 町民や事業者、民間団体による生物多様性の保全に資する自主的な活動に対し、必要な支援の措置を講ずること。

(町民等の責務)

第4条 全ての町民等（滞在者及び旅行者を含む。）は、第2条の基本理念に則り、町の生物多様性保全に関する施策に協力するとともに、進んで生物多様性の保全に努め良好な自然環境の確保に寄与するようにしなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に則り、その事業活動による飯島町希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の生息環境の改変を最小限にとどめ、飯島町指定外来種（以下「指定外来種」という。）の侵入及び定着の防止と希少種の保全に必要な措置を講じるとともに、国、県及び町が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力し、この条例に定める手続を遵守しなければならない。

(財産権の尊重等)

第6条 町長は、この条例の適用に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の向上に配慮するとともに、町土の保全その他の公益との調整に留意するものとする。

(生物多様性アドバイザー会議)

第7条 町長は、生物多様性の保全に関する重要事項について、諮問し、意見を聴くため、飯島町生物多様性アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を置くものとする。

(計画の策定)

第8条 町長は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に則り、本条例第3条の施策に係る総合的な計画（以下「生物多様性いいじま戦略」という。）を策定し、これを公表しなければならない。

2 町長は、前項の計画を策定しようとするときは、アドバイザー会議の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は生物多様性いいじま戦略の変更及び更新について準用する。

第2章 町民等との協働による生物多様性保全活動の推進

(生物多様性サポーター)

第9条 町長は、町内で生物多様性の保全に努め、又は生物多様性の保全のための取組に賛同する個人、事業者、民間団体のうち、規則で定める要件に該当する者を、飯島町生物多様性サポーター（以下「サポーター」という。）に認定するものとする。

(サポーターからの提案)

第10条 サポーターは、希少種、指定外来種及び希少種が生育又は生息する土地を飯島町環境共生特定区域（以下「特定区域」という。）を指定するように、理由を付して、町長に提案することができる。

2 町長は、前項の規定による提案があった場合において、当該提案に応じて指定したときはその旨を、指定する必要がないと判断したときはその旨及び理由を、当該提案した者に通知しなければならない。

(サポーター会議)

第11条 町長は、サポーターが活動を円滑に進めるために必要な意見を聴くとともに、サポーター同士の交流を図るために、サポーター会議を開催するものとする。

(広報、啓発等)

第12条 町長は、サポーターによる生物多様性保全に資するボランティア活動、農林水産業及び商工観光業等の事業活動について、理解と関心を深めるために、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 生息地の保全

(特定区域の指定)

第13条 町長は、希少野生動植物が生育又は生息する土地において、生物多様性の保全を図る必要があると認める時は、その土地を特定区域として指定することができる。

2 町長は、特定区域における生物多様性の状況の変化その他の事情の変化により、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除することができる。

3 町長は、特定区域における生物多様性の状況の変化その他の事情の変化により、第1項の規定による指定の範囲が適当でないと認めるときは、その範囲を変更するものとする。

4 町長は、第1項の規定による指定をしようとするとき、第2項の規定による指定解除をしようとするとき及び前項の規定による指定範囲の変更をしようとするときは、アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

5 町長は、特定区域を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとし、告示によってその効力を生ずる。

- (1) 指定をする特定区域の名称
- (2) 当該特定区域に係る希少種
- (3) 当該特定区域の指定をする区域
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

6 町長は、指定を解除するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定解除をする理由
- (2) 指定解除年月日

(区域管理者の指定)

第14条 町長は、前条の規定により特定区域を指定しようとするときは、区域内において保全活動をするサポーターを、管理の主体となる者（以下「区域管理者」という。）としてあらかじめ指定するものとする。

2 町長は、区域管理者を指定したときは、その名称等を告示するものとする。

3 町長は、区域管理者の指定を変更したときは、その名称等を告示するものとする。

(生物多様性アダプト協定の締結等)

第15条 町長は、特定区域に指定する前にあらかじめ、特定区域として指定する土地を所有する者等（以下「土地の関係者」とする。）及び区域管理者と、生物多様性の保全のために必要な以下の事項を定めた飯島町生物多様性アダプト協定（以下「アダプト協定」という。）を締結しなければならない。

- (1) 保全の対象となる希少種及びその保全の方法
- (2) 環境共生特定区域の範囲
- (3) 土地の関係者及び区域管理者に対する町からの支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が土地の関係者及び区域管理者と協議の上、必要と認める事項

2 土地の関係者及び区域管理者は、アダプト協定で定める事項を遵守しなければならない。

(土地所有者に対する優遇措置)

第16条 町長は、特定区域の土地を所有する者が区域管理者による特定区域内での活動に協力的であると認められる場合には、その者に対して、規則に定める金額相当の奨励金を交付するものとする。

(区域管理者による生物多様性の状態把握)

第17条 区域管理者は、特定区域内に生育又は生息する希少種の生存の有無及び生物量を把握し、規則に定められた期限内に町長に報告しなければならない。

(区域管理者に対する支援措置)

第18条 町長は、区域管理者による生物多様性の保全活動及び状態把握が円滑に実施されるように、必要に応じて、技術的指導、助言、消耗品等の支給、サポーターへの協力要請その他必要な支援措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第19条 特定区域の範囲内において、飯島町自然環境保全条例（平成2年飯島町条例第23号）に定める開発基準を超える行為又は生物多様性に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする事業者は、あらかじめ町長と、生息環境破壊の防止、植生の回復その他生物多様性の保全のために必要な事項を定めた協定を締結するものとする。町長は、協定を締結しようとするときは、あらかじめアドバイザー会議の意見を聴かなければならない。

第4章 種の指定と保全

（希少種の指定）

第20条 町長は、町内に生息又は生育する野生動植物種のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75条）に基づき指定された国内希少野生動植物種、及び長野県希少動植物保護条例（平成15年条例第32号）に基づき指定された指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物を除く、次の各号のいずれかに該当する種を希少種として指定することができる。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数又は生息地の数又は生育地の数が著しく少ないこと
 - (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあること
 - (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること
 - (4) その種の個体の生息又は生育地の環境が著しく悪化しつつあること
 - (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、その種の存続に支障を来すおそれがあること
- 2 町長は、希少種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により、前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき若しくはその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除することができる。
- 3 町長は、第1項の規定による指定をしようとするとき又は前項の規定による指定解除をしようとするときは、アドバイザー会議の意見を聴くものとする。
- 4 町長は、指定をするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。
- (1) 指定をする種
 - (2) 指定をする理由
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 町長は、指定を解除するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。
- (1) 指定解除をする種
 - (2) 指定解除をする理由
 - (3) 指定解除年月日

（特定区域内での捕獲等の禁止）

第21条 何人も特定区域内において希少種の個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 学術又は文化等のため必要とするとき。
- (2) 学校等の施設及び研究機関が教育及び研究のため必要とするとき。

- (3) 種の保護と増殖の目的のため必要とするとき。
- (4) 区域管理者が行う保全又は環境学習等の活動において必要とするとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(特定区域内での捕獲等の許可)

第22条 希少種の個体の捕獲等をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) 捕獲等の目的が前条の各号に適合しない場合
- (2) 捕獲等によって希少種の保全に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の理由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

3 町長は、第1項の許可に当たっては、希少種の保全のために必要な限度において、条件を付すことができる。

(氏名の公表)

第23条 町長は、特定区域内において許可なく希少種の捕獲等をした者及び、捕獲等の許可の際に虚偽の申請をした者に対して、事前に通知し、弁明を聴くものとする。その上で、悪質と認められた場合、又はその者が弁明の機会を放棄した場合は氏名を公表することができる。

(指定外来種の指定と飼育・栽培等の禁止)

第24条 町長は、希少種に深刻な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種を指定外来種として指定することができる。

2 何人も町内において指定外来種の個体を飼育、栽培、譲渡、販売、野外への放出をしてはならない。

3 町長は、指定外来種による生態系等に係る被害の状況の変化その他の事情の変化により、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除することができる。

4 町長は、第1項の規定による指定をしようとするとき又は前項の規定による指定解除をしようとするときは、アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

5 町長は、指定をするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定をする種
- (2) 指定をする理由

6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 町長は、指定を解除するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定解除をする種
- (2) 指定解除をする理由
- (3) 指定解除年月日

(緑化による配慮)

第25条 町及び事業者は、緑地の造成その他の緑化に係る事業を行うときは、指定外来種が侵入及び定着しないように努めなければならない。

(指定外来種の個体の防除等)

第26条 町長は指定外来種により生態系に著しい被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、必要に応じてアドバイザー会議等の有識者の意見を聴いた上で、当該指定外来種の個体の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項の措置の実施に当たっては、町民、事業者及びサポーターに対し、情報の提供その他協力を求めるものとし、町民、事業者及びサポーターは、これに協力するものとする。

第5章 雑則

(補則)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。